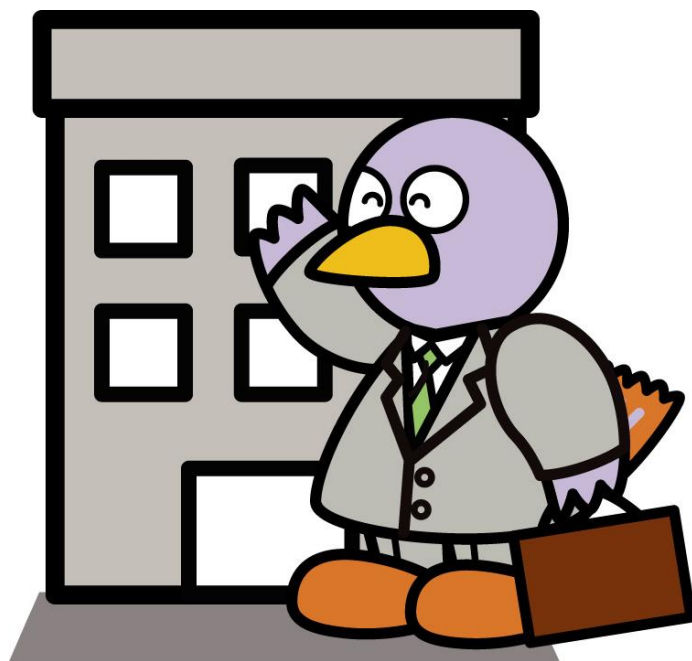


# 分割基準のガイドブック



令和4年8月  
埼玉県・県税事務所

# 分割基準のガイドブック 目次

第1章 分割基準の概要	1
1 分割基準とは	1
2 分割基準の種類	1
3 業種の判定について	1
第2章 各分割基準の詳細	2
1 事業所等の数	2
（1）事業所等とは	2
（2）事業所等の数とは（法72条の48④Ⅱ）	2
（3）具体的な取扱い	3
（4）事業所等の数の算定方法	4
2 従業者の数	7
（1）従業者とは	7
（2）従業者の数とは（法72条の48④Ⅰ、法57条②）	7
（3）具体的な取扱い	8
（4）従業者の数の算定方法	10
（5）資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例（法72条の48④Ⅰ）	14
3 固定資産の価額	15
（1）固定資産とは	15
（2）固定資産の価額とは（法72条の48④Ⅲ、規則6条の2の2④）	15
4 軌道の延長キロメートル数	17
（1）軌道の延長キロメートル数とは	17
（2）鉄道事業・軌道事業の例外（法72条の48①、令35条の2、規則6条の3）	17
第3章 分割課税標準額の算出方法	18
1 所得割の分割課税標準額の算出方法	18
2 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法	21
3 法人税割の分割課税標準額の算出方法	23
第4章 参考	24
1 よくあるご質問	24

このガイドブックにおける法令は次の略語を用いています。

（法令）

法 …… 地方税法  
令 …… 地方税法施行令  
規則 …… 地方税法施行規則

（通知）

通知（県） …… 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）  
（平成22年4月1日総税都第16号 各都道府県知事宛総務大臣通知）

○ このガイドブックは、令和4年4月1日現在の法令等に基づき作成しております。

条文番号は次のとおり表示しています。

条 …… 算用数字  
項 …… ○で囲んだ算用数字  
号 …… ローマ数字

# 第1章 分割基準の概要

## 1. 分割基準とは

法人事業税、法人住民税法人税割は、事務所または事業所（以下、「事業所等」といいます。）所在の都道府県・市町村において課されます。

複数の都道府県・市町村に事業所等を有する法人は課税標準額の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準は、法人住民税法人税割の場合は従業者の数を使用しますが、法人事業税の場合は、法人の業種によって異なるものを使用します。

## 2. 分割基準の種類

法人事業税において使用する分割基準は、以下のとおり法人の業種により区分されています。

業 種		分割基準 (法 72 条の 48③)
ア 非製造業 (下記イ～オ以外の業種)		事業所等の数と従業者の数
イ 製造業		従業者の数
ウ 電気供給業	小売電気事業等	事業所等の数と従業者の数
	一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業	電線路の電力容量（キロワット）と 事業所等の固定資産の価額
	発電事業等 特定卸供給事業	事業所等の発電所用の固定資産の価額 と事業所等の固定資産の価額
エ ガス供給業・倉庫業		事業所等の固定資産の価額
オ 鉄道事業・軌道事業		軌道の延長キロメートル数

分割基準の異なる事業をあわせて行う法人においては、主たる事業についての分割基準を使用します。(法72条の48⑧) (例外：電気供給業は(P15「第2章3(3)」)、鉄道事業・軌道事業は(P17「第2章4」)を参照)

主たる事業の判定に当たっては、原則、売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。(通知(県)三章9の11)

## 3. 業種の判定について

法人の業種については、「日本標準産業分類」(総務省)を参考にしてください。ただし、製造業については、日本標準産業分類と一部異なります。

### ～ 分割基準における製造業とは ～

日本標準産業分類 (総務省)に定められている次の業種をいいます。

- ・「E-製造業」
- ・「R-サービス業(他に分類されないもの)」のうち  
「891自動車整備業」「901機械修理業(電気機械器具を除く)」「902電気機械器具修理業」

## 第2章 各分割基準の詳細

事業税の分割基準として、非製造業を営む法人が使用します。

### 1. 事業所等の数

#### (1) 事業所等とは

##### 事業所等の定義(通知(県)第一章 6)

自己所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって継続して事業が行われる場所をいいます。

事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接・間接に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられているものを含みます。

事業所等と認められるには、事業が継続性を持ったものである必要があり、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や仮小屋等は入りません。

#### (2) 事業所等の数とは(法72条の48④Ⅱ)

分割基準の数値である事業所等の数とは、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値です。(その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日における数値をいいます。)

##### 原則

各月の末日の事業所等の数を合計した数値



##### 例外

事業年度の期間が一月に満たないで、しかも、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合には、事業年度末日の事業所等の数

##### 事務所または事業所の数(通知(県)第三章 9の7)

- 同一構内・区画にある建物  
原則 一つの事業所等として取り扱います。(上記通知9の10(2))
- 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合(上記通知9の10(3))  
原則 構内・区画ごとに一つの事業所等として取り扱います。  
例外 経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合  
・ 経理・帳簿等が同一で分離できない場合  
・ 同一の管理者等により管理・運営されている場合 など  
⇒ 一つの事業所等として取り扱います。
- 構内・区画が二以上の都道府県の区域にまたがる場合(上記通知9の10(4))
  - ・ 建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事業所等として取り扱います。(上記通知9の10(4)ア)
  - ・ 建物が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事業所等として取り扱います。(上記通知9の10(4)イ)

##### ※建物とは

- ・ 店舗等の事業の用に供する建物をさします。

(3) 具体的な取扱い

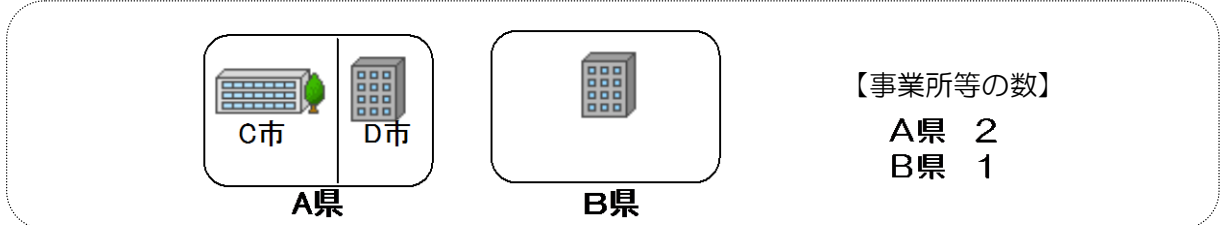
\* 事例1 各県に1ヶ所ずつある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



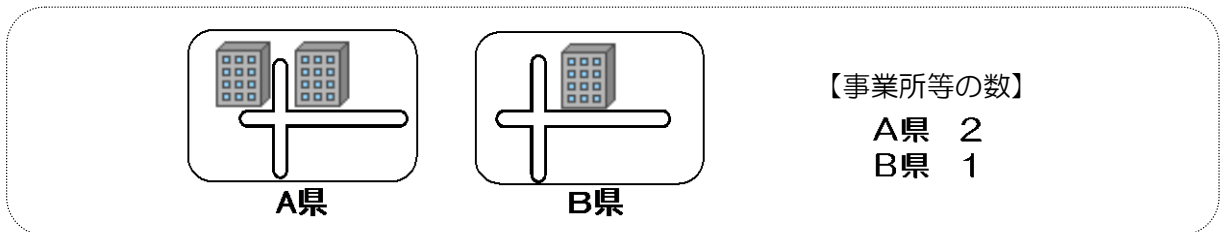
\* 事例2 A県に2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



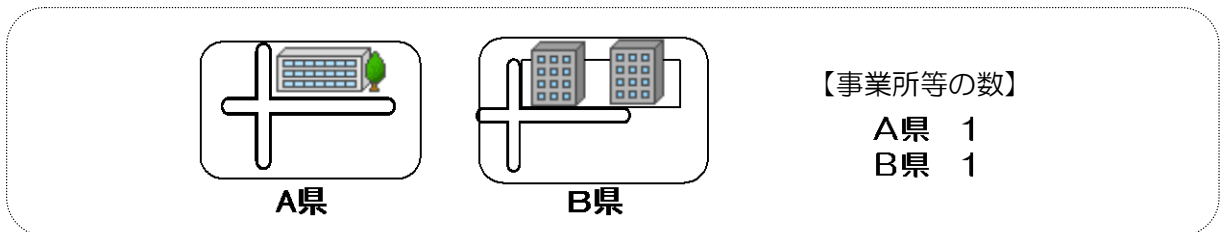
\* 事例3 A県に近接して2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2)(3))



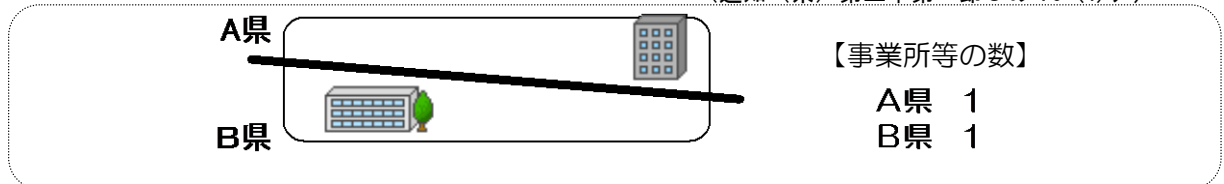
\* 事例4 A県に1ヶ所、B県の同一区画内に建物が2つある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



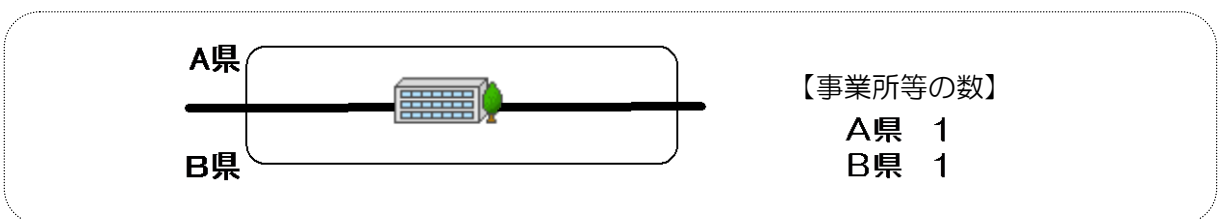
\* 事例5 同一構内に県境があり、各県に建物が1つずつある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(4)ア)



\* 事例6 建物が2県の区域にまたがる場合

(通知(県)第三章第二節9の10(4)イ)



#### (4) 事業所等の数の算定方法

\*表のみかた\*

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日

A県a事務所はX2年2月25日廃止

↔は、事業所等が所在していることを表しています。

4月末日

事業年度を表しています。  
基本的に月単位となっています。

2/25

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所	←													10
	各月末日の数値		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			10
B県	B県事務所(または営業所)	←													12
	各月末日の数値		1	1							1	1	1	1	1
分割基準(事業所等)合計 22															

事業年度の途中で新設廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合等に表示

#### 事例1 事業年度を通じて、事業所等の異動がない場合

##### ① 事業年度の末日が月の末日の場合

・事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所	←													12
	b事務所	←													12
	c事務所	←													12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
B県	d事務所	←													12
	e営業所	←													12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準(事業所等)合計 60

##### ② 事業年度の末日が月の末日でない場合

・事業年度 X1年6月6日～X2年6月5日

		月	6/6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6/5	計
A県	a事務所	←														12
	b事務所	←														12
	c事務所	←														12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
B県	d事務所	←														12
	e営業所	←														12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準(事業所等)合計 60

## 事例2 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

### ① 新設

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ A県 a事務所はX2年3月20日に新設
- ・ A県 c事務所はX1年5月1日に新設

		5/1												3/20			
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
A県	a事務所													↔	1		
	b事務所	←													→	12	
	c事務所		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→	11	
	各月末日の数値		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	24	
B県	d事務所	←													→	12	
	e営業所	←													→	12	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	

分割基準（事業所等）合計 48

### ② 廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ A県 a事務所はX2年1月20日に廃止
- ・ A県 c事務所はX1年5月31日に廃止

		5/31												1/20			
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
A県	a事務所	←												→	9		
	b事務所	←													→	12	
	c事務所	←	→													2	
	各月末日の数値		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	23	
B県	d事務所	←													→	12	
	e営業所	←													→	12	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	

分割基準（事業所等）合計 47

### ③ 新設及び廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ d事務所をX2年1月20日に廃止し、A県 a事務所に同日移転

		1/20														
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
A県	a事務所												←	→	3	
	b事務所	←													→	12
	c事務所	←													→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27
B県	d事務所	←											→		9	
	e営業所	←													→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	21	

分割基準（事業所等）合計 48



事例3 解散・合併・決算期変更等があった場合

① 事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)
- ・ d事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度末日)における数値をもちいる。

		4/8	4/15	4/30		
		月			4	計
A 県	a 事務所	←→				1
	b 事務所	←→				1
	c 事務所	←→				1
	事業年度末日の数値				3	3
B 県	d 事務所	←→				0
	e 営業所	←→				1
	事業年度末日の数値				1	1

分割基準 (事業所等) 合計 4

② ①以外の解散・合併・決算期変更等の場合

ケース1 事業年度 X1年6月6日～X2年3月31日

6月5日決算の法人が3月31日決算に決算期変更

		6/6	6/30										3/31	計											
		月											6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A 県	a 事務所	←→																						10	
	b 事務所	←→																							10
	c 事務所	←→																							10
	各月末日の数値	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30		
B 県	d 事務所	←→																							10
	e 営業所	←→																							10
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20		

分割基準 (事業所等) 合計 50

ケース2 事業年度 X1年8月20日～X1年10月9日

8月19日決算の法人が10月9日に解散

		8/20	10/9	8/31	計			
		月			8	9	10	
A 県	a 事務所	←→				2		
	b 事務所	←→				2		
	c 事務所	←→				2		
	各月末日の数値	3	3		6			
B 県	d 事務所	←→				2		
	e 営業所	←→				2		
	各月末日の数値	2	2		4			

分割基準 (事業所等) 合計 10



## 2. 従業者の数

### (1) 従業者とは

事業税の分割基準として、非製造業・製造業を営む法人が使用します。また、法人住民税法人税割の分割基準として、すべての法人が使用します。

#### 従業者の定義(規則6条の2の2①、規則3条の5)

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。

この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなします。

従業者とは、実際に給与の支払いの有無に関わらず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者が対象になります。

具体的には、役員（無給の非常勤役員を含みます。）のほか、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等の人数も含みます。

### (2) 従業者の数とは

#### (法72条の48④I、法57条②)

従業者の数とは、各事業所等の事業年度（法人住民税法人税割の場合には、「算定期間」と読み替えてください。以下同様です。）の末日現在における数値です。

ただし、事業年度の途中に、新設または廃止をした事業所等の場合は、事業所等の所在した月数であん分します。

また、事業年度中を通じて従業者の数が著しく変動した場合（各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合）は各月の平均となります（法72条の48⑤、法57条③、令35、令9の9の6、通知(県)第二章58・第三章9の2）。



#### 原則

事業年度末日の従業者の人数

#### 例外

##### 新設した事業所等

事業年度の末日現在の人数 ×  $\frac{\text{新設の日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

##### 廃止した事業所等

廃止の日の前月末日現在の人数 ×  $\frac{\text{廃止日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

##### 変動の大きな事業所等

$\frac{\text{各月末日の人数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$

従業者の数に1人に満たない端数を生じたときはこれを1人とします。

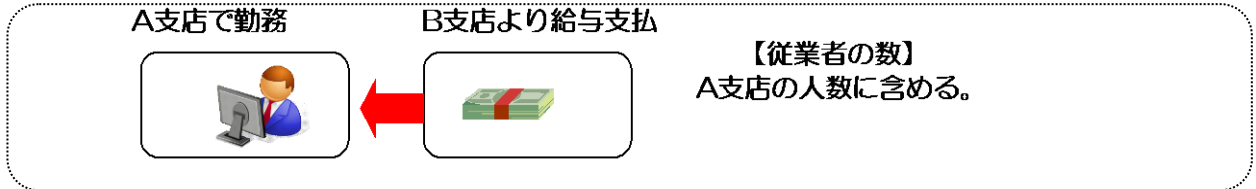
計算式中における月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

### (3) 具体的な取扱い

#### ケース：同一法人のどの事業所等の従業者の数に計上するか？

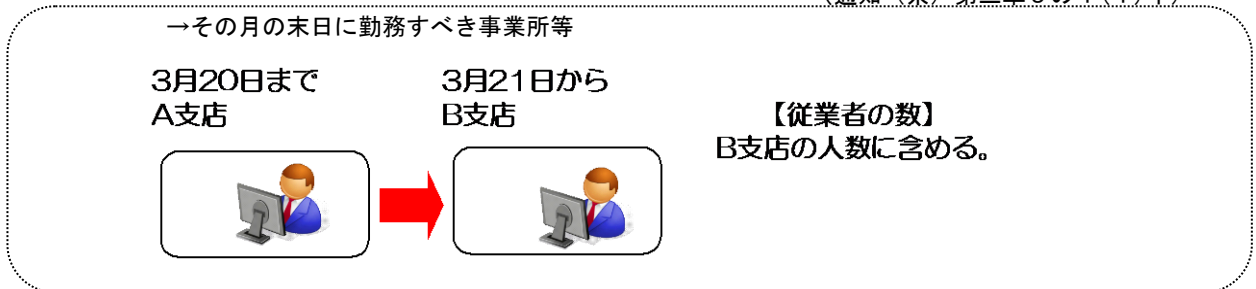
- \* 事例1：給与支払事務所と勤務している事業所等が異なる場合

(通知(県)第三章9の1(1)ア)



- \* 事例2：転勤によって勤務すべき事業所等が一月のうち複数ある場合

(通知(県)第三章9の1(1)イ)



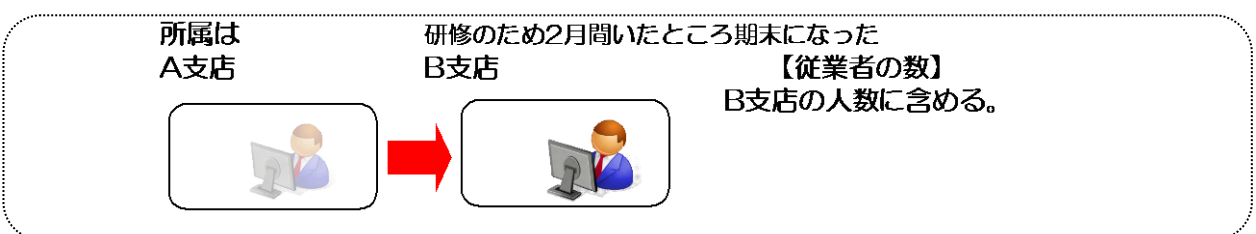
- \* 事例3：1月未満で複数の事業所等を巡回しており主に勤務すべき事業所等がない場合

(通知(県)第三章9の1(1)ウ)



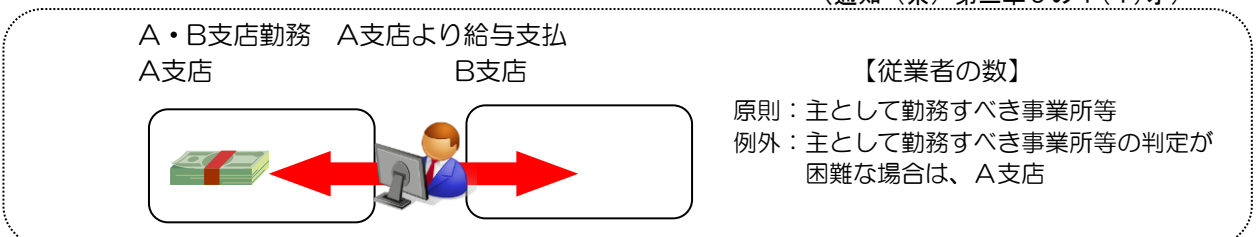
- \* 事例4：連続して一月以上同一事業所等に出張している場合

(通知(県)第三章9の1(1)エ)



- \* 事例5：複数の事業所等に兼務している場合

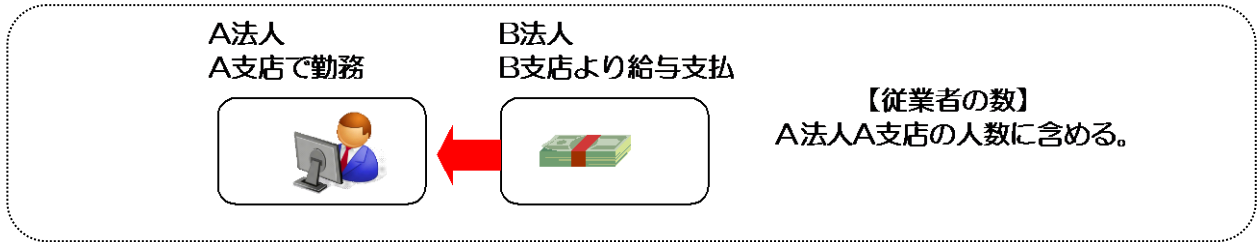
(通知(県)第三章9の1(1)オ)



**ケース：複数の法人のどの事業所等の従業者の数に計上するか？**

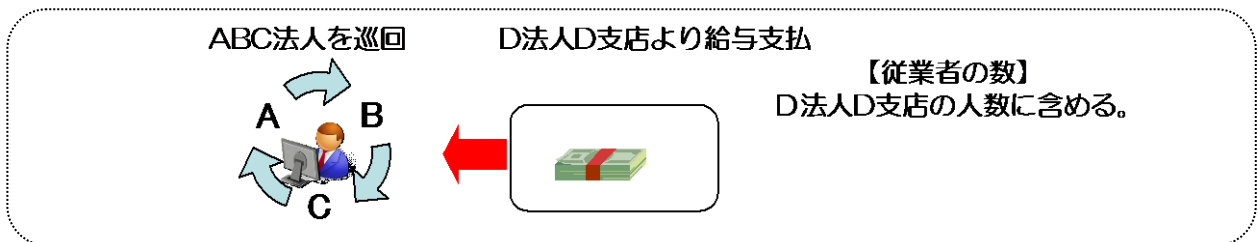
- \* 事例6：給与支払を受ける法人と勤務している法人が異なる場合

(通知(県)第三章9の1(2)ア)



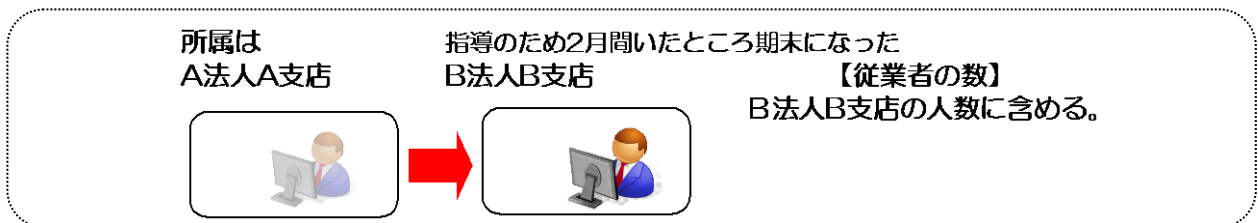
- \* 事例7：1月未満で複数法人の事業所等を巡回して、主に勤務すべき事業所等がない場合

(通知(県)第三章9の1(2)イ)



- \* 事例8：連続して一月以上他の法人の同一事業所等に出張している場合

(通知(県)第三章9の1(2)ウ)



- \* 事例9：複数法人の事業所等に兼務している場合

(通知(県)第三章9の1(2)エ)



**ケース：従業者の数に含めない者**

(通知(県)第三章9の1(3))

- \* 研修施設において、研修を受ける者
- \* 勤務すべき事業所等が分割基準の対象外(例：非課税事業を営む事業所、国外支店勤務)
- \* 勤務すべき施設が事業所等ではない(例：常時船舶の乗組員である者)
- \* 病欠欠勤者など一月以上勤務していない者(勤務していない期間に限り含めない。)

#### 4) 従業者の数の算定方法

\*表のみかた\*

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日

A県a事務所はX2年2月25日廃止

		月												計	合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所	←											→	5	5
	各月末日の人数		5							5	5	5			
B県	B県営業所	←											→	18	18
	各月末日の人数		10						12	12	13	13	18	18	
												分割基準 (従業者の数) 合計	23		

←→ 事業所等が所在していることを表しています。  
 4月末日  
 2/25  
 事業年度を表しています。基本的に月単位となっています。  
 各県の合計です。  
 事業年度の途中で新設廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合等に表示

#### ① 事業所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がない場合

・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月												計	合計
		4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所	←											→	5	9
	各月末日の数値		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	b事務所	←											→	3	
	各月末日の数値		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所	←											→	1	
	各月末日の数値		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
B県	d事務所	←											→	9	11
	各月末日の数値		10	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	e営業所	←											→	2	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
												分割基準 (従業者の数) 合計	20		

#### ② 事業所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がある場合

・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

5人/2人=2.5倍>2倍

(計算) e営業所: (2+2+2+2+2+5+5+5+5+5) ÷ 12=3.5 → 4 (1人未満切り上げ)

		月												計	合計	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A県	a事務所	←											→	8	14	
	各月末日の数値		5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8		
	b事務所	←											→	3		
	各月末日の数値		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所	←											→	3		
	各月末日の数値		2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
B県	d事務所	←											→	9	13	
	各月末日の数値		10	11	11	11	11	11	9	9	9	9	9			
	e営業所	←											→	4		
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5			
												分割基準 (従業者の数) 合計	27			

③ 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

ア. 新設

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
  - ・ A県 a事務所はX2年3月20日に新設
  - ・ A県 c事務所はX1年5月1日に新設
- (計算) a事務所  $2 \times 1/12 = 0.166\cdots \rightarrow 1$   
 c事務所  $5 \times 11/12 = 4.583\cdots \rightarrow 5$

		5/1											3/20			計	合計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A県	a事務所														↔	1	9
	各月末日の数値														2		
	b事務所	←													→	3	
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所			←											→	5	
	各月末日の数値				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
B県	d事務所	←													→	10	12
	各月末日の数値		11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	e営業所	←													→	2	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準 (従業者の数) 合計 21

イ. 廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
  - ・ A県 a事務所はX2年1月20日に廃止
  - ・ A県 c事務所はX1年5月31日に廃止
- (計算) a事務所  $2 \times 10/12 = 1.666\cdots \rightarrow 2$   
 c事務所  $3 \times 2/12 = 0.5 \rightarrow 1$

		5/31											1/20			計	合計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A県	a事務所	←													→	2	6
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2						
	b事務所	←													→	3	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3			
	c事務所	←		→												1	
	各月末日の数値		3	3													
B県	d事務所	←													→	10	12
	各月末日の数値		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
	e営業所	←													→	2	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			

分割基準 (従業者の数) 合計 18

ウ. 新設及び廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ d事務所をX1年5月1日に設置した後X2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転
- ・ A県c事務所は、X1年6月25日に廃止  
 (計算) a事務所  $4 \times 3 / 12 = 1 \rightarrow 1$   
 c事務所  $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$   
 d事務所  $4 \times 9 / 12 = 3 \rightarrow 3$

		5/1 6/25										1/20			計	合計		
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A県	a事務所														←	→	1	8
	各月末日の数値												4	4	4			
	b事務所		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	6	
	各月末日の数値		4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	c事務所		←	←	→													
	各月末日の数値		2	2														
B県	d事務所			←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	3	5
	各月末日の数値			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	e営業所		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	2	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準 (従業者の数) 合計 13

④ 事業年度の途中で事業所等の新設・廃止と著しい変動があった場合

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ d事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転
- ・ A県c事務所は、X1年6月25日に廃止  
 (計算) a事務所  $(0+0+0+0+0+0+0+0+1+4+4) \div 12 = 0.75 \rightarrow 1$   
 c事務所  $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$   
 d事務所  $(5+5+5+5+5+5+5+2+0+0) \div 12 = 3.5 \rightarrow 4$

		6/25										1/20			計	合計		
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A県	a事務所														←	→	1	8
	各月末日の数値												1	4	4			
	b事務所		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	6	
	各月末日の数値		4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	c事務所		←	←	→													
	各月末日の数値		2	2														
B県	d事務所		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	4	6
	各月末日の数値		5	5	5	5	5	5	5	5	5	2						
	e営業所		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	2	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準 (従業者の数) 合計 14

従業員の数の特例が適用される順序は、  
 ①「著しい変動」②「廃止」③「新設」の順番です。(通知(県)第3章9の2(2)及び(3))

⑤ 解散・合併・決算期変更等があった場合

事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)
- ・ d事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度末日)における数値をもちいる。

(計算) d事務所  $4 \times 1/1 = 4$

月		4/8 4/15 4/30			計	合計
		~3	4			
A 県	a 事務所	←→	←→		1	6
	事業年度末日の数値	1	1			
	b 事務所	←→	←→		2	
	事業年度末日の数値	2	2			
	c 事務所	←→	←→		3	
	事業年度末日の数値	3	3			
B 県	d 事務所	←→	←→		4	5
	事業年度末日の数値	4				
	e 営業所	←→	←→		1	
	事業年度末日の数値	1	1			

分割基準 (従業者の数) 合計 11



## (5) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例

(法72条の48④I)

製造業を営む法人で、事業年度等末日現在で資本金が1億円以上の場合は、工場の従業者については、その従業者数の1/2を加算します。

### 工場の詳細(規則6条の2の2②③、通知(県)3章9の3)

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」

(昭和37年5月4日自治丙府発第39号)

#### 工場とは?

…物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等をいいます。

#### 生産に関する業務とは?

…物品の製造、加工、組立て、整備、修理を行う業務をいいます。

#### 工場かどうか?

…事業年度末日現在の状況によります。途中で廃止した場合は、該当しません。

また、名称のいかんを問わず、上記の業務を行っている事業所等かどうかで判断します。

#### 工場の従業者?

…次の業務を行っている人をいいます。

- ・ 事業物品の製造・加工・組立て・整備・修理に関する業務を直接担当している人
- ・ 製品の検査・包装・原材料の運搬・動力の保守点検等生産を補助する業務を担当している人
- ・ 工場内の総務・経理・生産管理・資材管理等の業務を行う人

※ ただし工場に併置されている本社・支店・出張所・営業所・研究所・試験所等の従業者は除きます。

#### 計算方法

…工場の従業者の数に2分の1を加算する。

工場の従業者が奇数の場合は、1を加えた数の2分の1を加算する。

例 工場の従業者 123人  
→  $(123 + 1) \times \frac{1}{2} = 62$   
 $123 + 62 = 185$   
この工場の分割基準 185人



### 3. 固定資産の価額

#### (1) 固定資産とは

倉庫業・電気供給業・ガス供給業を営む法人が使用します。

固定資産とは(規則6条の2の2④、通知(県)第三章9の7)

事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。

建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれ、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含みません。

#### (2) 固定資産の価額とは(法72条の48④Ⅲ、規則6条の2の2④)

固定資産の価額とは、各事業所等の**事業年度終了の日**において貸借対照表に記載されている価額です。

#### ～ ご注意！ ～

分割基準の対象となる固定資産については、自己の貸借対照表に記載のあるものです。したがって、貸借対照表に計上されない賃貸物件などは除きます。

例：倉庫業を営む法人がA県・B県・C県に次の事業所等を設けている場合  
固定資産 A県：賃貸倉庫 B県：自社所有 C県：賃貸倉庫  
⇒ 分割基準は、A県・C県がゼロとなります。

#### (3) 電気供給業について(法72条の48③Ⅱ、規則6条の2の2⑤⑥)

電気供給業を行う法人の分割基準は次のとおりです。

- 1 法72条の2①Ⅲに規定する「小売電気事業等」  
課税標準額の総額の2分の1・・・事業所等の数  
課税標準額の総額の2分の1・・・従業者の数
  - 2 電気事業法2条①Ⅷに規定する「一般送配電事業」  
同条①Ⅹに規定する「送電事業」  
同条①ⅪのⅡに規定する「配電事業」  
同条①Ⅻに規定する「特定送配電事業」  
課税標準額の総額の4分の3・・・発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量  
(単位：キロワット)  
課税標準額の総額の4分の1・・・事業所等の固定資産の価額
- ※ 事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合  
課税標準額の総額・・・事業所等の固定資産の価額

- 3 法 72 条の 2 ①Ⅲに規定する「発電事業等」  
 法 72 条の 2 ①Ⅲに規定する「特定卸供給事業」  
 課税標準額の総額の 4 分の 3・・・事業所等の固定資産で発電所の用に  
 供するものの価額  
 課税標準額の総額の 4 分の 1・・・事業所等の固定資産の価額  
 ※ 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合  
 課税標準額の総額・・・事業所等の固定資産の価額

4 区分が困難な場合

事業所等ごとの固定資産の価額について、区分が困難な場合で、総務大臣の承認を受けたときは、固定資産の価額を設備ごとに分別し、その分別された価額を各事業所等のそれぞれの基準によりあん分した額とすることができます。

設 備	あん分基準
発電設備	発電所の認可出力
送電設備	支持物基数
配電設備	支持物基数
変電設備	変電所の設備容量
業務設備	従業者数

5 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合、主たる事業の分割基準により課税標準を分割します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定します。

なお、主たる事業が電気供給業である場合で、電気供給業に係る分割基準が 2 以上であるときにおける分割基準は次のとおりです。

ア 「一般送配電事業、送電事業又は配電事業」と「一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業」を併せて行う場合・・・上記 2 のとおり  
 イ 「発電事業」と「一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業」とを併せて行う場合・・・上記 3 のとおり

ウ ア、イ以外の場合

・・・電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準  
 (法 72 の 4 8 ③Ⅱ⑧⑨⑩、通(県)事業税 9 の 1 1)

## 4. 軌道の延長キロメートル数

### (1) 軌道の延長キロメートル数とは

#### 軌道の延長キロメートル数とは(通知(県)第三章9の8)

各事業年度末日現在の軌道の延長キロメートル数とは、次のものです。

- 単線換算キロメートル数
- 自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含めます。)以外の鉄道線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う場合は、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数に含めます。
- 引込線及び遊休線並びに敷設線を含めますが、他の法人等の所有に係る専用線は含めません。

### (2) 鉄道事業・軌道事業の例外

(法72条の48⑪、令35条の2、規則6条の3)

鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合は、課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額(※)とによってあん分した額を、その事業の分割基準により、分割します。

(※)百貨店業の場合は、売上金額に代えて売上総利益金額があん分の基準となります。

#### 売上金額とは?

本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいいます。

しかし、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含みません。

なお、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいいます。

#### 百貨店業の詳細(通知(県)第三章9の9)

#### 百貨店業とは?

百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、その店舗のうち、一つの店舗で床面積の合計が1,500㎡(都の特別区、政令指定都市の区域内においては、3,000㎡)以上ある店舗を有するものをいいます。

#### 売上総利益金額とは?

売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金額をいいます。

### 第3章 分割課税標準額の算出方法

法72条の48①③、法57条②、  
規則第10号様式記載要領

#### 1. 所得割の分割課税標準額の算出方法

例：軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合で小売業

二以下の都道府県のみ事業所等を有する法人（外形標準課税対象法人を除く。）、または三以上の都道府県に事業所等を有していても資本金の額または出資金の額が1,000万円未満である場合には、軽減税率が適用されます。

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- i 課税標準額の総額（所得金額）について、段階税率の各区分（「年400万円以下の金額」、「年400万円を超え年800万円以下の金額」、「年800万円を超える金額」）に振り分けます。
- ii iの各区分の金額に千円未満の端数がある場合はそれぞれの端数を切り捨てます。
- iii i及びiiの金額を1/2にした後、千円未満の端数が生じた場合切り捨てます。
- iv iiiで算出した金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数であん分計算します。あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- v ivであん分計算した金額を、区分ごとに合算し、区分ごとの分割課税標準額を算出します。

⇒この区分ごとの分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

#### 計算例

	所得金額	36,173千円		
分割基準	従業者の数	県内 61(人)	総数	150(人)
	事業所等の数	県内 36(所)	総数	120(所)

#### 課税標準の分割

**Step 1**：課税標準額の総額を各区分に振り分け、1/2にします。

所得 36,173千円

(1)年400万円以下の金額	従業者	2,000千円	事業所等	2,000千円
(2)年400万円を超え 年800万円以下の金額	従業者	2,000千円	事業所等	2,000千円
(3)年800万円を超える金額	従業者	14,086千円	事業所等	14,086千円

**Step 2**：それぞれの分割基準であん分

～ 端数処理 ～

課税標準額の総額を分割するために、まず、1単位当たりの分割課税標準額を算出します。  
この際、小数点以下の数値については、小数点以下の数値のうち分割基準の総数の桁数足す1の位以下を切り捨てます。

例：課税標準額 10,000,000 円      分割基準の総数 120

1単位あたりの分割基準

$$10,000,000 \div 120 = 83,333.33333333\cdots$$

↑

分割基準の総数は120なので3桁 + 1桁 = 小数点4位以下切捨て

●従業員数によるあん分

(1) 年 400 万円以下の金額⇒2,000 千円 ÷ 150=13,333.333333...

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.313$$

千円未満切り捨てます。

813,000

(2) 年 400 万円を超え

年 800 万円以下の金額⇒ 2,000 千円 ÷ 150=13,333.333333...

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.313$$

千円未満切り捨てます。

813,000

(3) 年 800 万円を超える金額⇒14,086 千円 ÷ 150=93,906.666666...

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$93,906.666 \times 61 = 5,728,306.626$$

千円未満切り捨てます。

5,728,000

●事業所等の数によるあん分

(1) 年 400 万円以下の金額⇒2,000 千円 ÷ 120=16,666.666666...

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(2) 年 400 万円を超え

年 800 万円以下の金額⇒2,000 千円 ÷ 120=16,666.666666...

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(3) 年 800 万円を超える金額⇒14,086 千円 ÷ 120 =117,383.333333...

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$117,383.333 \times 36 = 4,225,799.988$$

千円未満切り捨てます。

4,225,000

●それぞれの区分について合算します。

(1) 従業者 813 千円 + 事業所等 599 千円 = 1,412 千円

(2) 従業者 813 千円 + 事業所等 599 千円 = 1,412 千円

(3) 従業者 5,728 千円 + 事業所等 4,225 千円 = 9,953 千円

**税額計算** (ここでは、一例として、埼玉県の税率(令和4年4月)により計算しています。)

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

1,412 千円	×	3.5%	=	49,420	49,400 円	} ⇒ 820,900 円
1,412 千円	×	5.3%	=	74,836	74,800 円	
9,953 千円	×	7.0%	=	696,710	696,700 円	

税額は百円未満切り捨てます。

軽減税率不適用法人(比例税率適用)【外形標準課税対象法人及び事業年度末日において三以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人】の場合もこの方法と同様に分割課税標準額を計算します。

(法72条の24の7⑤)

### ～ ご注意！ 税率について ～

上記事例の税額計算では埼玉県の税率を適用しておりますが、税率は各地方団体の条例により異なりますので、申告の際には実際に適用される税率をご確認ください(次の付加価値割、資本割、法人税割についても同様です)。



## 2. 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法

例：軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合で小売業

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額（付加価値額・資本金等の額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額をそれぞれ1/2した後、千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。
- ③ ②で求めた金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数であん分計算します。  
あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ④ ③であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

### 計算例

：事業年度 7ヶ月

資本金等の額 270,150,378円

分割基準	〔	従業者の数	県内 61（人）	総数 1,730（人）
		事業所等の数	県内 36（所）	総数 1,229（所）

#### 資本金等の額の月数あん分

$$270,150,378 \times 7/12 = 157,587,720.6$$

1円未満の端数がある場合切り捨てます。

\*注：事業年度の月数が12月ある場合にはこの計算式は6不要です。

#### 課税標準の分割

Step 1：課税標準額の総額を1/2にわけます。

課税標準額の総額 157,587,720

$$157,587,000 \times 1/2 = 78,793,500$$

千円未満は切り捨てます。

Step 2：従業者数によるあん分

$$78,793,000 \div 1,730 = 45,545.0867052...$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$45,545.0867 \times 61 = 2,778,250.2887$$

千円未満は切り捨てます。

2,778,000

Step 3：事業所等の数によるあん分

$$78,793,000 \div 1,229 = 64,111.472742...$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$64,111.4727 \times 36 = 2,308,013.0172$$

2,308,000

Step4 : 本県分課税標準額の算定

従業者 2,778 千円    +    事業所等 2,308 千円    =    5,086 千円

**税額計算** (ここでは、一例として、埼玉県 of 税率により計算しています。)

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

5,086 千円 × 0.5% = 25,430    25,400 円

税額は百円未満切り捨てます。

付加価値割の算出方法についても、同様に計算を行います。  
ただし、月数あん分は行いません。

### 3. 法人税割の分割課税標準額の算出方法

- ① 課税標準額の総額（法人税額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額を、従業者の数であん分計算します。  
あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ③ ②であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。  
⇒この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

**計算例** 事業年度 12 か月 資本金 150,000,000 円 本店：埼玉県内  
法人税割の課税標準額の総額 15,000,000 円  
**分割基準** 従業者の数 県内 65（人） 総数 1,750（人）

#### 課税標準の分割

①従業者数によるあん分

$$15,000,000 \div 1,750 = 8,571.428571\text{---}$$

小数点 5 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$8,571.4285 \times 65 = 557,142.8525$$

千円未満は切り捨てます。

**税額計算**（ここでは、一例として、埼玉県の税率により計算しています。）

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

$$557 \text{ 千円} \times 1.8\% = 10,026 \quad 10,000 \text{ 円}$$

税額は百円未満切り捨てます。

## 第4章 参考

### 1. よくあるご質問

#### Q1 分割は必要ですか？

事業年度の途中に、本店の事務所をA県からB県に移転しました。移転時にA県の事務所を廃止して、期末には、事務所はB県にしかありませんが、税額計算において分割する必要はありますか？

**A1** 必要です。事業年度中にA県、B県に事業所等を有していたので、A県、B県で課税標準額を分割して、申告納税する必要があります。

(例) ×年6月19日に、本店の事務所をA県からB県に移転。

移転時にA県の事務所を廃止して、期末には、事務所はB県のみ。

従業者数は移転前、移転後も年間を通じて12人。非製造業で3月31日決算。

#### ◆法人県民税均等割◆

事業所等所在の月数は、暦に従って計算し、所在期間が1月に満たないときは1月とし、1月を超える場合で1月に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

A県は2月と19日、B県は9月と11日。よって、A県は2月、B県は9月となります。

#### ◆法人県民税法人税割◆

法人税割の分割基準は従業者数です、新設した事業所等、廃止した事業所等の場合、事業所等の所在した月数で按分します。(7頁を参照してください。)

A県

$$\begin{aligned} & \text{廃止した日の前月末日現在の人数 (12人)} \times \text{廃止日までの月数 (3月)} \div \text{事業年度の月数 (12月)} \\ & = 3人 \end{aligned}$$

B県

$$\begin{aligned} & \text{事業年度末日現在の人数 (12人)} \times \text{新設した日から事業年度末日までの月数 (10月)} \div \text{事業年度の月数 (12月)} \\ & = 10人 \end{aligned}$$

#### ◆法人事業税◆

法人事業税の分割基準は、非製造業の場合、従業者数と事業所等の数となります。

従業者数は法人県民税法人税割と同様に算出し、A県は3人、B県は10人となります。

事業所等の数は、各月の末日の事業所等の数を合計した数値となります。A県は4月、5月、B県は、6月から翌年3月までとなり、A県は2月、B県は10月となります。

#### Q2 製造業に該当しますか？

弊社では設立時から自動車部品を製造・販売しています。新たに子会社を設立して、子会社が弊社所有の全ての工場を使用して製品の製造、加工等を行い、弊社は子会社から完成した製品を仕入れて販売する予定です。弊社の分割基準は製造業ですか？

**A2** 法人事業税における製造業に該当しません。自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売しているような場合は、卸売・小売業に該当します。

**Q3 製造業、非製造業のどちらになりますか？**

弊社は、製造業と非製造業をあわせて行っております。この場合の取扱いはどのようになりますか。

**A3** 製造業と非製造業をあわせて行う場合については、このうち主たる事業について定められた分割基準を適用します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。

これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。

**Q4 工場の従業者を1.5倍にする必要がありますか？**

弊社の主たる事業は非製造業ですが、工場があります。資本金が1億円以上の場合、工場の従業者数を1.5倍にする必要がありますか。

**A4** この様な計算を行うのは、事業年度終了の日の現況で資本金（又は出資金）が1億円以上で、主たる事業が製造業を行う法人のみに限ります。

主たる事業が非製造業であれば、このような計算は行いません。

**Q5 年度途中で主たる事業が変わったときの分割基準はどのようになりますか？**

事業年度の中途に合併し、主たる事業が変わりました。この場合、主たる事業の判定はどのようになりますか。

**A5** 事業年度終了の日現在の現況により、判定します。

**Q6 製造小売の場合は製造業に該当しますか？**

パンを製造して販売（小売り）しています。  
製造業に該当しますか。

**A6** 製造小売の場合は小売業に該当し、製造業には該当しません。

**Q7 常駐者がいない場合の扱いはどのようになりますか？**

A県に本社があります。B県には事務所がありますが、社員が1年を通じて月に数日出張して仕事をしています。事業年度末日は誰もいないのですが申告の必要はありますか？

**A7** 事業年度末日に従業者がいなくとも、当該事務所は、地方税法上の事業所等に該当しますので、申告の必要があります。

事業年度末日に従業者が一人もいないのであれば、分割基準の従業者の数は0人になります。なお、非製造業の場合、事業所等の数は事業年度に属する各月末日現在における数値を合計した12月となります。

**Q8 派遣社員は従業者に含みますか？**

人材派遣会社から派遣労働者の派遣を受けています。  
従業者の数にこの派遣労働者を含むのですか？

派遣労働者の場合、給与等を支給するのは派遣元法人ですが、勤務すべき事業所等は派遣先法人です。

このような従業者は、通知(県)第三章9の1(2)アの規定により、勤務すべき事業所等である派遣先法人に含めます。

**Q9 同一市区町村にある事業所等の扱いはどのようになりますか？**

同一の市区町村内に支店と営業所の2つの事業所等があります。  
この場合、分割基準の事業所等の数はどのように取り扱うのですか？

**A9** 同一の市区町村内に2つの事業所等がある場合、それらが同一構内・区画に建物がある場合を除き、それぞれを分割基準の事業所等として、事業年度中の各月末日の事業所等の数値を合計した数値を分割基準の数値とします。

**Q10 社員の慰安・娯楽のための保養所の扱いはどのようになりますか？**

社員の慰安・娯楽施設として保養所を常設しています。  
この保養所は、分割基準の事業所等として取り扱うのですか？

**A10** この保養所は、分割基準の事業所等としません。  
社員の慰安・娯楽の目的のためだけに設けられた保養所については、事業所等に該当しませんので、分割基準の対象とはなりません。  
ただし、保養所は寮等に該当しますので、寮等のみが所在する都道府県、市町村には法人住民税均等割の申告が必要となることにご留意ください。

**Q11 無人の倉庫の扱いはどのようになりますか？**

A県に事務所のある小売業を行う法人で、B県に商品を保管する倉庫があり、常駐する従業員がいません。B県の倉庫は事業所等に該当しますか？

**A11** 事業所等に該当しません。  
B県の倉庫には常駐者がおらず人的設備がなく、内部的目的にのみに供されているため、事業所等の要件を欠き、地方税法上の事業所等には該当しません。  
ただし、法人としては常駐者のいない倉庫として取り扱いしている場合であっても、販売所として使用したり、外部との打合せをしたり、定期的に配送業務を行っているなど、内部的目的以外の使用状況が明らかなきには事業所等に該当しますので注意が必要です。

**Q12 無人の太陽光発電設備又は風力発電設備の扱いはどのようになりますか？**

太陽光発電を行う法人で、A県には無人の太陽光発電設備があり、本社はB県にある場合、A県の太陽光発電設備は事業所等に該当しますか。

また、風力発電を行う法人で、C県には風力発電設備のみがあり、D県にある本社から遠隔操作を行っている場合、C県の風力発電設備は事業所等に該当しますか？

**A12 事業所等に該当しません。**

A県の太陽光発電設備及びC県の風力発電設備はいずれも人的設備がないため、事業所等の要件を欠き、地方税法上の事業所等には該当しません。

**Q13 端数処理の扱いはどのようになりますか？**

課税標準の総額を2分の1にした金額の端数処理はどうなりますか。

**A13 2分の1にした金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。**

**Q14 分割基準の誤りに気付いたらどうすればよいですか？**

分割基準の誤りにより、既に申告・納付した分割課税標準額及び税額が変更となった場合には、関係都道府県に対し、どのような手続きがとれますか。

**A14 申告・納付した分割課税標準額及び税額が過大となった場合は、「更正請求書」により更正の請求をすることができます。**

この場合、あらかじめ主たる事業所等所在地の都道府県知事に対し、「分割基準の修正に関する届出書」により届け出を行う必要があります。その届け出があったことを証する文書を「更正請求書」に添付して、過大となった都道府県へ更正の請求の手続きを行います。

申告・納付した分割課税標準額及び税額に不足額がある場合は、過少となった都道府県へ速やかに修正申告書を提出するとともに、その不足税額及び延滞金を納付する必要があります。